

## 「公職選挙法と政治資金規正法の概要及び政治団体をもたない当協会の活動の留意点」説明会

平成 29 年 10 月 5 日（木）、東京ガーデンパレスで「公職選挙法と政治資金規正法の概要及び政治団体をもたない当協会の活動の留意点」説明会を開催し、40 名程の方にご参加いただきました。

今回、霞ヶ関総合法律事務所 弁護士 河津先生にお越しいただき、公職選挙法と政治資金規正法の概要と業務において留意すべき点を解説いただきました。

河津先生からは、公職選挙法の概要として、選挙運動の定義や、公示又は告示前に特定候補者へ投票依頼することは事前運動の禁止に抵触すること、「選挙運動者」に対する財産上の利益など供与はできないこと、会社や業界団体は、選挙運動の対価として、賃金を払うことはできないこと。また、政治資金規正法の概要では、政治団体は、都道府県選挙管理委員会等への届出後でないと政治活動は行えないこと、「寄附」等に関する制限などご説明いただき大変参考になりました。

説明後の質疑応答では、参加者から積極的な質問が寄せられ大変有意義な説明会となりました。

